○農林水産省告示第千八百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年十月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　和歌山県田辺市龍神村龍神字五百原九一八の六〇（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　電気通信設備用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年十月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　佐賀県伊万里市大川町大川野字眉山一〇の一二、二六の四一、大川町東田代字段ノ河内一九三九の三

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

二(一)　解除に係る保安林の所在場所　佐賀県伊万里市大川町東田代字高見一六五の三・一八三の二・一九八の六・一九八の七（以上四筆国有林）、一六五の一、一八三の三・一九八の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

二(三)　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県庁及び伊万里市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年十月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県西予市城川町魚成六五五六の一〇、六五五六の一二

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　水道事業用地とするため

○農林水産省告示第千八百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年十月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一(一)　解除に係る保安林の所在場所　青森県むつ市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

一(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

一(三)　解除の理由　道路用地とするため

二(一)　解除に係る保安林の所在場所　青森県むつ市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健

二(三)　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県庁及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年十月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県真庭市本庄字石内阪一六二三の五、一六二三の六

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千八百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年十月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県高岡郡檮原町東川一三一・一三四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を高知県庁及び檮原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年十月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県新居浜市別子山字弟地乙五五〇の一三

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千八百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年十月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県上浮穴郡久万高原町東明神乙七五四の一二〇、乙七五七の二八、乙七五七の三七、乙七五七の三八

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千八百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年十月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道勇払郡むかわ町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及びむかわ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百三十三号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十二年十月二十八日

経済産業大臣　大畠　章宏

番号	名称	住所	指定中小企業者の認定を申請することができる期間
5046	株式会社エヌズ	大阪府大阪市北区中之島六丁目二番四十号	平成二十二年八月三十日から平成二十三年八月二十九日まで
5047	株式会社鈴木組	岐阜県羽島市桑原町八神二千七十七番地	平成二十二年八月三十日から平成二十三年八月二十九日まで
5048	株式会社みどりや	青森県青森市長島二丁目一番五号	平成二十二年九月十四日から平成二十三年九月十三日まで
5049	株式会社ミヤコ	福岡県福岡市早良区西新一丁目八番二十一号	平成二十二年九月十五日から平成二十三年九月十四日まで
5050	株式会社馬場善	福岡県糟屋郡粕屋町内橋六百八十六の八	平成二十二年九月十七日から平成二十三年九月十六日まで
5051	平野芳株式会社	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目十九番二十五号	平成二十二年九月二十八日から平成二十三年九月二十七日まで
5052	大和システム株式会社	大阪府大阪市中央区西心斎橋二丁目二番三号	平成二十二年十月一日から平成二十三年九月三十日まで